

## 仕 様 書

### 1 名 称

観光ポータルサイト等の制作等及びスマートサイクルの導入・運營業務委託

### 2 実施場所

我孫子市内

### 3 発注者

我孫子市長 星野 順一郎

### 4 発注課

我孫子市 環境経済部 商業観光課

### 5 目的

- (1) 本件は、市域の第1次産業、第2次産業、第3次産業の一括振興と地域経済循環の改善をはかるために、自転車を切り口に個別性の高い多様な観光資産を一括して振興する観光ポータルサイトを制作することにより、自転車で巡る観光コンテンツを造成するとともに、パンフレット・ポスターの制作や看板の設置により観光ポータルサイトのアクセス増及び誘客増を図るものである。
- (2) また、ポータルサイト閲覧者が訪問を検討する際の敷居を下げて事業の効果を高めるために、併せて、使用者のスマートフォンと連携する自動貸出装置付き自転車及び専用駐輪施設（以下「スマートサイクル」という。）を導入するものである。

### 6 要件

- (1) 観光ポータルサイト制作委託 自転車による地域観光を推進する観光ポータルサイトを制作し、HTML等データを納品する。そのために、ウェブディレクターを配置し、必要なサイト設計、取材・写真撮影、文章執筆、コーディング等を、市と連携しながら行う。

- (2) スマートサイクル備品購入 スマートサイクル（使用者のスマートフォンと連携する自動貸出装置付き電動アシスト自転車12台以上（予備バッテリーを含む）、専用駐輪施設3か所分）を購入し、納品する。
- (3) スマートサイクル運營業務委託 購入したスマートサイクルを指定場所（3か所）に設置し、初期設定を行い、スマートサイクルのシステムを運営する（自動貸出装置と連携するスマートフォンアプリの提供、24時間対応のコールセンターの提供、使用者を被保険者とするレンタサイクル保険への加入、公金徴収事務を含む）。ただし、専用駐輪施設の定期巡回、自転車本体の点検整備、自転車の再配置作業等の日常的な現場作業を除く。
- (4) 自転車観光PR看板設置業務委託 自転車観光と観光ポータルサイトとスマートサイクルをPRする看板を制作し、スマートサイクルの専用駐輪施設の近傍に設置する。
- (5) 自転車観光PRパンフレット制作委託 自転車観光と観光ポータルサイトとスマートサイクルをPRするパンフレット（7,000部以上）を制作し、印刷し、データと印刷物を納品する。
- (6) 自転車観光PRポスター制作委託 自転車観光と観光ポータルサイトとスマートサイクルをPRするポスター（300枚以上）を制作し、印刷し、データと印刷物を納品する。

※第2項に掲げる自転車は、大人用である。なお、手賀沼は1周約20kmであること、専用駐輪施設の定期巡回の頻度は週1～2回であることを踏まえ、軽快な走行性能と十分な航続距離を有する車両を選定すること。また、梱包材・緩衝材等は受託者が廃棄すること。

※第3項に掲げる日常的な現場作業については市が別の実施するので、必要なマニュアル等を提供すること。

## 7 履行期間

- (1) 観光ポータルサイト制作委託  
契約締結日翌日～令和6年11月22日
- (2) スマートサイクル備品購入  
契約締結日翌日～令和6年11月29日

- (3) スマートサイクル運営業務委託  
契約締結日翌日～令和9年3月31日
- (4) 自転車観光PR看板設置業務委託  
契約締結日翌日～令和6年11月29日
- (5) 自転車観光PRパンフレット制作委託  
契約締結日翌日～令和6年11月22日
- (6) 自転車観光PRポスター制作委託  
契約締結日翌日～令和6年11月22日

※令和6年度のスマートサイクル運営期間は令和6年12月1日から令和7年3月31日までである。

※第3項に掲げるスマートサイクル運営業務委託には、キャッシュレス決済の決済手数料及びレンタサイクル保険の保険料を含む。

#### 8 スケジュール（観光ポータルサイト制作委託）

- ・令和6年7月 要件定義（掲載場所の選定等）
- ・令和6年8月 モックアップ制作
- ・令和6年9月 取材（写真撮影等）
- ・令和6年10月 コーディング
- ・令和6年11月 動作検証、修正、データ納品

※詳細スケジュールは受託後に協議すること。

#### 9 スケジュール（自転車観光PRパンフレット制作委託、自転車観光PRポスター制作委託）

- ・令和6年7月 要件定義
- ・令和6年8月 ラフ制作
- ・令和6年9月 取材（写真撮影等）
- ・令和6年10月 制作（校正2～3回）
- ・令和6年11月 印刷&納品、設置

※詳細スケジュールは受託後に協議すること。

#### 10 その他

- ・土・日・休日に行われる手賀沼周遊レンタサイクルの貸出し及び手賀沼公園ミニ鉄道の運行に支障のないように施工すること。
- ・手賀沼周遊レンタサイクルは、本件スマートサイクルの導入後は手賀沼公園ステーションのみ存続するので、混同されないよう工夫すること。
- ・看板の色彩並びに道路又は公園の占用又は使用の許可及び駐車場使用料の免除に係る申請については、監督職員と協議の上、決定すること。
- ・住居や図書館に隣接する場所では、安全、景観、騒音・振動・臭気等に十分配慮して施工すること。
- ・搬入の際に発生した梱包材等は、納入業者が適正に処分すること。
- ・ウェブサイト、パンフレット、ポスター等の制作にあたり、第三者が著作権を有する画像等の素材を使用する場合は、納品後に市が修正や増刷等をする際の妨げとならないよう、適切に処理すること。
- ・専用駐輪施設の定期巡回や自転車の再配置作業等の日常的な現場業務については、市が別に発注する。なお、別の受託者の業務遂行に必要な情報をマニュアル等で提供すること。
- ・契約に係る履行の全部又は発注者が仕様書などの設計図書等で指定した主要な部分若しくは概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任し、又は、請け負わせることは、原則禁止する。なお、付随的な業務や補助的な業務の再委託については、文書による申請と市の承諾が必要である。
- ・その他、仕様書に定めのない事項等については、担当課と協議の上決定すること。